

様

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年7月1日現在>

株式会社武蔵野プリオ

プリオ居宅介護支援事業所かしわ

事業所番号 第1272205384号

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年7月1日現在>

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7142-7181 (午前9時~午後5時30分まで)

担当 管理者 今井 拓二

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. プリオ居宅介護支援事業所かしわの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	プリオ居宅介護支援事業所かしわ
所在地	千葉県柏市あけぼの三丁目8番19号
介護保険指定番号	居宅介護支援 1272205384
サービスを提供する地域	柏市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	精神保健福祉士ほか	1名以上			1名以上

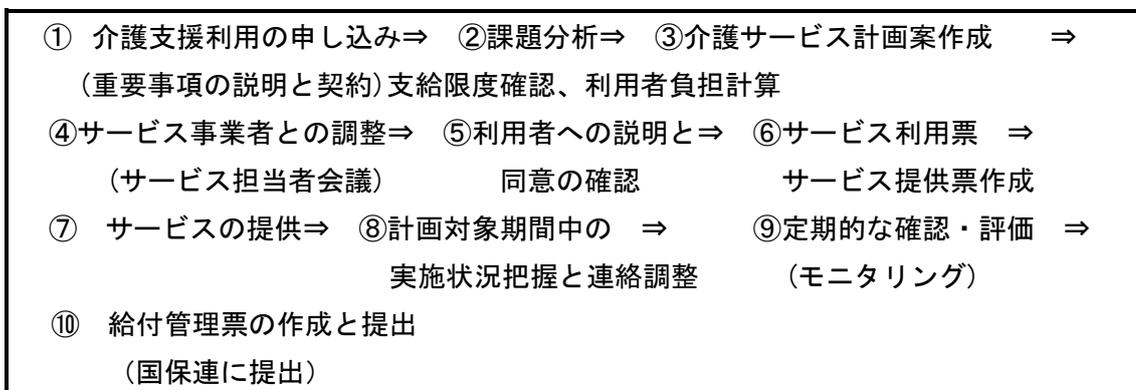
(3) 営業時間

平日	午前9時~午後5時30分
----	--------------

* 緊急連絡電話 04-7142-7181

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1)



★状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更の為、上記②から⑧の実施をします。

★サービス担当者会議

利用者、家族の同意を得た上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能とします。

★他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

(2) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他、必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
また、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ます。

居宅サービス計画に位置づけられた割合			
訪問介護	件/	件	%
通所介護	件/	件	%
地域密着型通所介護	件/	件	%
福祉用具貸与	件/	件	%

同一事業者の割合（上位3位）			
訪問介護	%	%	%
通所介護	%	%	%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%

前期(3月1日から8月末日)、後期(9月1日から2月末日)

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日柏市の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 (I)		11,316円 (1,086単位×10.42円) 要介護 1.2
		14,702円 (1,411単位×10.42円) 要介護 3.4.5
加 算 費 用	初回加算	3,126円 (300単位×10.42円) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (I)	2,605円 (250単位×10.42円) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (II)	2,084円 (200単位×10.42円) 対象月のみ
	退院・退所加算	4,689円～9,378円 (450単位×10.42円) 対象月のみ
	通院時情報連携加算	521円 (50単位×10.42円) 対象月のみ
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168円 (400単位×10.42円) 対象月のみ

* サービスの利用のない月には居宅介護支援費は請求できません。ただし、退院・退所において医師の回復の見込みがないと診断し、必要なケアマネジメントが行われ、必要書類が整備されている場合には請求可能となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

[請求しない場合]

お客さまはいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

[請求する場合]

お客さまのご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要支援1・2	4,605円
	要介護1・2	11,316円
	要介護3～5	14,702円
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をい

たしますので、毎月28日に口座引き落としにてお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援サービスを提供する。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 居宅サービス計画の作成に関する業務。
- ② 要介護認定等に係る申請について、必要な協力業務。

- ③ 要介護認定等を受けていない利用申込者について、当該申請が行われるよう、必要な援助業務。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	－	居宅サービス計画ガイドライン（全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会）による
介護支援専門員への研修の実施	○	グループ内、市町村及びその他の研修に参加します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の（3）参照
その他		

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

・月曜日から金曜日 午前9時から午後5時半まで

（但し、電話等により、24時間常時連絡が可能）

担当 管理者 今井 拓二 電話：04-7142-7181

(2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

柏市役所高齢者支援課 04-7167-1111

千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428

介護保険課苦情処理係

8. 秘密の保持

- (1) 当事業所は利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 当事業所は、業務上知り得たご利用者とその家族の秘密を厳守致します。
- (3) 当事業所は、介護支援専門員その他従事者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れる事のないよう、管理を徹底いたします。
- (4) 当事業所は、サービス担当者会議等に起きまして、ご利用者の個人情報を用いる場合はあらかじめご利用者又はそのご家族からの同意をいただきます。
この守秘義務は退職後も同様です。

9. 事故対応

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。また必要に応じ、事後速やかに市町村への報告を行います。

10. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

11. 高齢者虐待防止の推進

(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進するため、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置、定期的な開催、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	介護支援専門員 今井 拓二
--------------	---------------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

プリオ居宅介護支援事業所かしわ	04-7142-7181 午前9時～午後5時30分
柏市役所高齢者支援課	04-7167-1111

12. 身体拘束等の適正化の推進

(1) 身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行います。

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行ってはならないこと。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

13. その他運営に関する重要事項

当事業所は職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社武蔵野プリオ

代表者役職・氏名 代表取締役 高橋 功

本社所在地・電話番号

東京都中央区日本橋人形町二丁目2番1号

電話 048-615-1115

営業所数等

居宅介護支援 1ヶ所

訪問介護 1ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社武蔵野プリオ
所在地 千葉県柏市あけぼの三丁目8番19号
名称 プリオ居宅介護支援事業所かしわ
代表者名 高橋 功 印

説明者 氏名 今井 拓二 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意いたします。

利用者

住所
氏名 印

(代理人)

住所
氏名 印

続柄()

【別 紙】

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私および家族の個人情報については、次に記載するところにより個人情報を開示することに同意いたします。

記

- 1 利用者への居宅介護支援の提供に必要な利用目的
 - (1) 事業所内での使用
 - ① 居宅介護支援サービスの作成・提供
 - ② 介護保険請求業務に関するもの
 - ③ 利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 利用開始・終了の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 利用者のサービス改善・向上
 - ・ 事故等の報告
 - (2) 他の事業者への情報開示
 - ① 事業所が利用者に提供する居宅介護支援のうち、
 - ・ 利用者に居宅介護支援サービスを提供する他の指定居宅介護支援サービス事業者との連携、指定居宅介護支援サービスを円滑に行うための、サービス担当者会議、照会の依頼
 - ・ 病院等医療サービスとの連携
 - ・ その他の委託業務
 - ② 介護保険事務（請求等に係る開示）
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談等
- 2 上記以外の利用目的
 - (1) 事業所内での使用
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 居宅介護支援サービスや業務の改善のための基礎資料

- ・当事業所内において行われる学生等の実習への協力
- ・当事業所内において行われる事例検討

(2) 他の事業者への情報開示

- ① 監査機関への情報提供
- ② 関係法令等に基づく行政機関等への報告等

3 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1、2に記載する目的の範囲内で使用し、情報提供の際には関係者以外に決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

4 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭の状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票および特記事項、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

5 使用する期間

契約開始日より契約終了日

以上

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ 印

続柄 _____

様

居宅介護支援契約書

株式会社武蔵野プリオ

プリオ居宅介護支援事業所かしわ

事業所番号 第1272205384号

居宅介護支援契約書

_____様（以下「利用者」といいます）とプリオ居宅介護支援事業所かしわ（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- ① この契約の契約期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- ② 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、居宅を訪問し経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- ① 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第12条（契約の終了）

1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合。

② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。

③ 利用者が死亡した場合。

第13条（秘密保持）

1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏しません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業所は、利用者の家族から予め文書の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利

用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族からの提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談苦情対応）

事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> プリオ居宅介護支援事業所かしわ
<住所> 千葉県柏市あけぼの三丁目8番19号
<代表者名> 高橋 功 印

利用者

<住所>
<氏名> 印

(代理人)

<住所>
<氏名> 印
続柄()

【契約書別紙】

1. 介護支援専門員（第3条）

氏名 今井 拓二 連絡先 04-7142-7181

2. 料 金（第11条）

・1ヶ月あたり基本単価は介護度1～2の方については11,316円、介護度3～5の方については14,702円、初回計画作成月については3,126円が加算されます。

なお居宅介護サービスを利用することについて、あらかじめ柏市に届けている場合は介護保険制度により全額保険給付されるため、自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、保険給付に制限のある場合は利用料金を負担して頂きます。

・交通費に関して、サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に担当職員がお訊ねするための交通費は実費が必要です。

3. 相談、要望、苦情等の窓口（第16条）

・居宅介護サービスに関する相談、要望、苦情等はサービス担当責任者か下記の窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：04-7142-7181 名称：プリオ居宅介護支援事業所かしわ

（受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 土曜・日祝日及び12月30日～1月3日は休み）

事業者

<事業者名> 株式会社武蔵野プリオ
プリオ居宅介護支援事業所かしわ

<住 所> 千葉県柏市あけぼの三丁目8番19号

<代 表 者> 代表取締役 高 橋 功

上記内容の説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

印

<代理人氏名>

印

続柄()

